

5月20日

大久保駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みした者を契約相手とします。
- 3 件名リスト

一連 番 号	件 名	納 入（ 履 行 ） 場 所	納 期 （ 履 行 期 限 ）	見 積 依 頼 書 公 表	見 積 書 提 出 期 限	見 積 合 わ せ の 日 時	防 衛 省 競 争 参 加 資 格	備 考
28	産業廃棄物収集運搬処分 （廃プラ等混載）	大久保駐屯地	令和8年3月31日	令和7年5月20日	令和7年6月3日	令和7年6月3日(12:00)	なし	単価決定 別紙のとおり
29	産業廃棄物収集運搬処分 （油ウエス）	大久保駐屯地	令和8年3月31日	令和7年5月20日	令和7年6月3日	令和7年6月3日(12:00)	なし	単価決定 別紙のとおり
30	産業廃棄物収集運搬処分 （アルカリ乾電池）	大久保駐屯地	令和8年3月31日	令和7年5月20日	令和7年6月3日	令和7年6月3日(12:00)	なし	単価決定 別紙のとおり
31	産業廃棄物処分 （被服焼却）	大久保駐屯地	令和8年3月31日	令和7年5月20日	令和7年6月3日	令和7年6月3日(12:00)	なし	単価決定 別紙のとおり

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒611-0031

京都府宇治市広野町風呂垣外1の1 陸上自衛隊大久保駐屯地

第397会計隊契約班 担当：福井（内線366）

TEL 0774-44-0001

FAX 0774-43-1818

オープンカウンター見積りご参加希望の場合は、見積書等を送信しますので、FAX又は下記メールアドレスに参加希望の旨を記載し、ご連絡ください。

ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

1 契約書の作成について

(ア) 契約書を作成し、提出すること。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

(イ) 適用する契約条項

「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」、「単価契約に関する特約条項」

2 事前提出書類

見積り合わせに参加を希望する者は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを、見積り合わせの日時までに提出すること。(FAX又はメール提出可)

3 現場確認について

見積りに先立ち現場確認を要する者は、個別に調整されたい。

現場確認調整先：陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊契約班 担当：福井

4 不明な事項に関する問い合わせ先

TEL：0774-44-0001（代表） FAX：0774-43-1818

(ア) 見積りに関する事項

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊契約班 担当：福井（内線：366）

(イ) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊補給科補給班

(1) 産業廃棄物収集運搬処分（廃プラ等混載） 担当：岡本（内線：374）

(2) 産業廃棄物収集運搬処分（油ウエス） 担当：上出（内線：323）

(3) 産業廃棄物収集運搬処分（アルカリ乾電池） 担当：上出（内線：323）

(4) 産業廃棄物処分（被服焼却） 担当：今井（内線：322）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬処分 (廃プラ等混載)		大久保駐業-Z000526	
		作 成	令和7年5月9日
		変 更	
		作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000526による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表１－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸		pH 2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		pH 12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表１－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１．２－ジクロロレタン、１．１ジクロロエチレン、シス－１、２－ジクロロエチレン、１．１．１－トリクロロエタン、１．１．２－トリクロロエタン、１．３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１．４－ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	--

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業－Ｚ０００５２６ 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表１によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第１２条で定める「産業廃棄物処理基準」による。

b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第１２条の２で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日とし、提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 R Q 0 1 C H 0 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 2 日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊 補給科
	作 成 年 月	令和 7 年 5 月 9 日
品 名	産業廃棄物処分	
仕 様 書 番 号	大久保駐業一 Z 0 0 0 5 2 6	
指 定 事 項	次に示す項目について、仕様書を補足する。 2 役務に関する要求 2.2 処分の対象 産業廃棄物 混載（木くず及び廃プラスチック類（合成繊維くず、合成ゴムくず及び金属くず。特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）） <u>処分予定数量 3, 0 0 0 k g</u> 4 その他の指示 収集の時期は、契約成立後から令和 8 年 3 月 3 1 日とし、マニフェスト E 票等の提出期限も令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。 細部は、係官と調整の上決定する。	

入札書
見積書

調達要求番号	5RQ01CH0005	契約実施計画番号	5QGW10C00280
--------	-------------	----------	--------------

金額 単価決定 (税抜)

No.	品名	規格	単位	予定数量	単価	
1	産業廃棄物収集運搬 処分（廃プラ等混載）	仕様書のとおり	KG	3,000		
		以下余白				
	納入場所	陸上自衛隊大久保駐屯地	納期	令和8年3月31日		
	入札（契約） 保証金	免除	入札（見積）書 有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、
入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団
排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊 大久保駐屯地

第397会計隊長 八木 健作 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
発 行 責 任 者
担 当 者

(TEL)

市場価格調査について（依頼）

業 者 各 位

1 前提

本件名について疑義がなく、実情を勘案した価格

2 市価調査項目

下記内訳のとおり

3 回答期限

令和6年6月3日（火）12:00までにお願い致します。

お忙しい中、誠に恐れ入りますが、期限までにご回答下さい。

4 問い合わせ先

FAX 0774-43-1818

TEL 0774-44-0001 内線366 担当：福井

住 所

会 社 名

代 表 者

発行責任者

担 当 者

(Tel)

市 場 価 格 調 査 表

No.	件名	規格	単位	予定数量	単 価（税抜き）		定価
1	産業廃棄物収集運搬処分 （廃プラ等混載）	仕様書のとおり	KG	3,000			
		以下余白					
	合 計						

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (油ウエス)	大久保駐業-Z000525	
	作 成	令和7年5月9日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000525による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表 1－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸		pH 2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		pH 12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表 1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロレタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	--

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000525 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。
- 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日までとし、その提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	5 R Q 0 1 C H 0 0 0 6
	調達要求年月日	令和 7 年 5 月 1 2 日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊 補給科補給班
	作 成 年 月	令和 7 年 5 月 9 日
品 名	産業廃棄物収集運搬処分	
仕様書番号	大久保駐業-Z 0 0 0 5 2 5	
指 定 事 項	次に示す項目について、仕様書を補足する 2 役務に関する要求 2.2 処分の対象 産業廃棄物 廃油類（布等に吸着させた油脂類（使用済み油ウエス） （特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。） <u>予定処分数量 3, 0 0 0 k g</u> 4 その他の指示 収集の時期は、契約成立後から令和 8 年 3 月 3 1 日とし、マニフェスト E 票等の提出期限も令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。 細部は、係官と調整の上決定する。	

入札書
見積書

調達要求番号	5RQ01CH0006	契約実施計画番号	5QGW10C00290
--------	-------------	----------	--------------

金額 単価決定 (税抜)

No.	品名	規格	単位	予定数量	単価	
1	産業廃棄物収集運搬処分（油ウエス）	仕様書のとおり	KG	3,000		
		以下余白				
	納入場所	陸上自衛隊大久保駐屯地	納期	令和8年3月31日		
	入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊 大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
発行責任者
担 当 者

(TEL)

市場価格調査について（依頼）

業 者 各 位

- 1 前提
本件名について疑義がなく、実情を勘案した価格
- 2 市価調査項目
下記内訳のとおり
- 3 回答期限
令和6年6月3日（火）12:00までにお願い致します。
お忙しい中、誠に恐れ入りますが、期限までにご回答下さい。
- 4 問い合わせ先
FAX 0774-43-1818
TEL 0774-44-0001 内線366 担当：福井

住 所
会 社 名
代 表 者
発行責任者
担 当 者 (TEL)

市 場 価 格 調 査 表

No.	件名	規格	単位	予定数量	単 価（税抜き）		定価
1	産業廃棄物収集運搬処分 （油ウエス）	仕様書のとおり	KG	3,000			
		以下余白					
	合 計						

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (アルカリ乾電池)	大久保駐業-Z000535	
	作 成	令和7年5月9日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000535による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表１－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸		pH 2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		pH 12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表 1－種類（つづき）

		有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2－ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス－1、2－ジクロロエチレン、1. 1. 1－トリクロロエタン、1. 1. 2－トリクロロエタン、1. 3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4－ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業－Z000535 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。

b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日までとし、その提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 R Q 0 1 C H 0 0 0 7
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 2 日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊 補給科補給班
	作 成 年 月	令和 7 年 5 月 9 日
品 名	産業廃棄物収集運搬処分	
仕 様 書 番 号	大久保駐業一 Z 0 0 0 5 3 5	
指 定 事 項	次に示す項目について、仕様書を補足する 2 役務に関する要求 2.2 処分の対象 産業廃棄物 使用済みアルカリ乾電池 <u>予定処分数量</u> 2 0 0 k g 4 その他の指示 収集の時期は、契約成立後から令和 8 年 3 月 3 1 日とし、マニフェスト E 票等の提出期限も令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。 細部は、係官と調整の上決定する。	

入札書
見積書

調達要求番号	5RQ01CH0007	契約実施計画番号	5QGW10C00300
--------	-------------	----------	--------------

金額 単価決定 (税抜)

No.	品名	規格	単位	予定数量	単価	
1	産業廃棄物収集運搬処分（アルカリ乾電池）	仕様書のとおり	KG	200		
		以下余白				
	納入場所	陸上自衛隊大久保駐屯地	納期		令和8年3月31日	
	入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊 大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
発行責任者
担 当 者

(TEL)

市場価格調査について（依頼）

業 者 各 位

- 1 前提
- 本件名について疑義がなく、実情を勘案した価格
- 2 市価調査項目
- 下記内訳のとおり
- 3 回答期限
- 令和6年6月3日（火）12:00までにお願い致します。
- お忙しい中、誠に恐れ入りますが、期限までにご回答下さい。
- 4 問い合わせ先
- FAX 0774-43-1818
- TEL 0774-44-0001 内線366 担当：福井

住 所

会 社 名

代 表 者

発行責任者

担 当 者

(Tel)

市 場 価 格 調 査 表

No.	件名	規格	単位	予定数量	単 価（税抜き）		定価
1	産業廃棄物収集運搬処分 （アルカリ乾電池）	仕様書のとおり	KG	200			
		以下余白					
	合 計						

調達要求番号：5RQ01CH0009

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処分 (被服焼却)		大久保駐業-Z000538	
		作 成	令和7年5月16日
		変 更	
		作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000538による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表 1－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸		p H 2. 0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		p H 1 2. 5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
		P C B 汚染物	P C B が染み込んだ汚泥、P C B が塗布もしくは染み込んだ紙くず、P C B が染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又は P C B が付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、P C B が付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表１－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１．２－ジクロロレタン、１．１ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１．１．１－トリクロロエタン、１．１．２－トリクロロエタン、１．３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１．４－ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	--

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業－Ｚ０００５３８ 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表１によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第１２条で定める「産業廃棄物処理基準」による。
- 特別管理産業廃棄物の処分は、法第１２条の２で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- (2) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。

- (3) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日とし、提出を持って作業完了とする。

- (4) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	5 R Q 0 1 C H 0 0 0 9
	調達要求年月日	令和 7 年 5 月 1 6 日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊 補給科
	作 成 年 月	令和 6 年 5 月 1 3 日
品 名	産業廃棄物処分（被服焼却）	
仕 様 書 番 号	大久保駐業 Z - 0 0 0 5 3 8	
指 定 事 項	次に示す項目について、仕様書を補足する。 2 役務に関する要求 2.2 処分の対象 産業廃棄物 廃プラスチック類（合成繊維くず、合成ゴムくず（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。））及び金属くず 2.3 処分数 1 2, 0 0 0 k g（予定数量） 2.4 処分基準 中間処理の方法は、焼却とし、要領は、官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物のみを焼却炉に直接投入するものとする。 4 その他の指示 4.3 引渡し場所 引き渡し場所は、契約相手方の中間処理実施場所とする。	

入札書
見積書

調達要求番号	5RQ01CH0009	契約実施計画番号	5QGW10C00310
--------	-------------	----------	--------------

金額 単価決定 (税抜)

No.	品名	規格	単位	予定数量	単価	
1	産業廃棄物処分 (被服焼却)	仕様書のとおり	KG	12,000		
		以下余白				
	納入場所	陸上自衛隊大久保駐屯地	納期		令和8年3月31日	
	入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊 大久保駐屯地

第397会計隊長 八木 健作 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

発行責任者

担 当 者

(TEL)

市場価格調査について（依頼）

業 者 各 位

1 前提

本件名について疑義がなく、実情を勘案した価格

2 市価調査項目

下記内訳のとおり

3 回答期限

令和6年6月3日（火）12:00までにお願い致します。

お忙しい中、誠に恐れ入りますが、期限までにご回答下さい。

4 問い合わせ先

FAX 0774-43-1818

TEL 0774-44-0001 内線366 担当：福井

住 所

会 社 名

代 表 者

発行責任者

担 当 者

(Tel)

市 場 価 格 調 査 表

No.	件名	規格	単位	予定数量	単 価（税抜き）		定価
1	産業廃棄物処分 （被服焼却）	仕様書のとおり	KG	12,000			
		以下余白					
	合 計						